

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2199号及び第2200号)

令和2年1月24日

横情審答申第2199号及び第2200号

令和2年1月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年12月20日旭政第862号及び平成29年9月22日旭総第1156号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成28年8月19日付旭区長宛広聴受付文書、経伺文書、回答文書の開示請求」のうち「回答文書」ほかの個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」について非開示とした決定は、それぞれ妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1の「本人開示請求書記載の保有個人情報」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」（以下「本件保有個人情報」という。）のそれぞれについて、別表1の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った非開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

別表1の「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりであるが、個人情報本人開示請求書の記載から、保有している個人情報で該当するものが存在しないため、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第25条第2項に基づき非開示とした。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 虚偽による処分を取り消すよう求める。
- (2) 請求通りの開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件各処分に至る経緯について

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地甲」という。）先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地甲は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地甲に関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあること、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地甲先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は繰り返し開示請求及び個人情報本人開示請求を行い、さらに開示請求等に対する決定について繰り返し審査請求を行っている。本件審査請求もその一部である。

(2) 広聴事業に係る事務について

横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を、広聴データベースシステムにより管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。なお、当該事業は、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。本件各処分時のものを、以下「要綱」という。）に基づいて、事務を行っている。

要綱第5条第1項では、市民の意見等として寄せられたもののうち、同項各号に規定される横浜市職員からの投稿、差別的内容を含むもの、個人又は団体等に対する誹謗中傷及び公序良俗に反した内容などが明白で市民の声事業の目的に著しく反するもの、投稿趣旨が全く意味不明なもの、未承諾広告等の迷惑メール及び明らかに売り込みと判断できるもの、横浜市に直接関わりのない国際情勢、社会情勢に関する個人的見解及び各号に準ずるもののいずれかに該当する場合は、市民の声事業として受け付けないものとする規定している。

また、同条第2項では、同項各号に規定される職員の服務規程違反にかかる告発等に関するもの、単なる問い合わせ、資料請求等で、情報提供を求められているもの、事故や災害等で迅速な対応を求められているもの、パブリックコメント及び開示請求等、他の事業に取扱いの規定があるもの並びに各号に準ずるもののいずれかに該当する場合は、市民の声事業として扱わない旨規定している。

(3) 本件保有個人情報について

実施機関は、個人情報本人開示請求書の記載等から、下記のように対象となる保有個人情報を特定し、非開示とした。

本件保有個人情報のうち、別表1の請求No.1に係るものは、「平成28年8月19日付旭区長宛広聴受付文書、経伺文書、回答文書の開示請求」のうち「回答文書」（以下「個人情報1」という。）であり、審査請求人からの平成28年8月19日付旭区長宛広聴受付文書（以下「平成28年8月19日付投稿文」という。）に対する回答文書である。

実施機関は、個人情報1を作成しておらず、保有していないとして非開示としている。

本件保有個人情報のうち、別表1の請求No.2に係るものは、「請求内容のうち、3月31日、4月1日、同2日、3日、4日、5日、6日の同文書の日毎の進捗状況と日毎の進捗状態」（以下「個人情報2」という。）であり、平成29年3月30日付で市民の意見等として旭区長宛てに寄せられた投書（以下「平成29年3月30日付投稿文」という。）について、回答文書を作成するまでの日毎の進捗状況を記録した文書である。

実施機関は、個人情報2を作成しておらず、保有していないとして非開示としている。

(4) 個人情報1の不存在について

実施機関は、平成28年8月19日付投稿文が、「職員の服務規程違反にかかる告発等に関するもの」と解される内容であり、要綱第5条第2項第1号に該当するため、市民の声事業としての回答文は作成していないと説明している。

要綱第5条第2項第1号では、「職員の服務規程違反にかかる告発等に関するもの」については、市民の声事業として扱わない旨規定している。なお、当審査会において確認したところ、「職員の服務規程違反にかかる告発等に関するもの」について、何らかの回答文を作成する義務を定めた規定は存在しない。

当審査会で当該投稿文を見分したところ、個別の職員に対する謝罪や責任追及を求める内容となっていることが見て取れ、また、当該投稿文には、横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第7号様式に準ずる書面が付され、「市民からの提案事業による処理を行わない」と記載された上で広聴主管課である区政推進課内で供覧されていることが確認できた。

以上のことから、実施機関が、当該投稿文を要綱第5条第2項第1号「職員の服務規程違反にかかる告発等に関するもの」に該当するため、市民の声事業として扱わず、供覧により当該投稿文に対する処理を終了し、回答を作成していないことが確認された。

よって、個人情報1について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

(5) 個人情報2の不存在について

実施機関は、平成29年3月30日付投稿文に対して、投稿文の收受（平成29年3月30日）から起案文書の回議開始（平成29年4月7日）までの間は文書の作成を伴う事務を行っていないと説明している。

実施機関に確認したところ、通常、投稿文に対する回答文書を作成する場合、投稿文を受領した際には收受登録をし、回答文書の案文を作成した際には起案をして回議をすることになるため、それぞれの進捗は記録されるが、逆にいえば、それ以外には日々進捗の記録をする必要も義務もないとのことであった。

上記実施機関の説明は不自然とはいえ、その他、個人情報2の存在を推認させるような事情も認められない。

よって、実施機関が、当該投稿文の收受から起案文書の回議開始までの間は文書の作成を伴う事務を行っていないことも不自然ではないため、個人情報2について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が個人情報1及び個人情報2を不存在であるとして非開示とした決定は、それぞれ妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表 1

請求 No.	答申 番号	本人開示請求書記載の保有個人情報	決定 通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の 保有個人情報	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2199	横浜市長は『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年 6 月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、内容がぼろろで求められている対象事案を特定することが難しいものが多いこと、裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答するためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、A様が疑問に思われているひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします』。また、行政文書の開示請求に係る事務については、『市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記し、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障しています。請求のあった行政文書について、請求日の翌日から 14 日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知	28. 11. 1	非開示	28. 12. 20	「平成 28 年 8 月 19 日付 旭区長宛広聴受付文書、経伺文書、回答文書の開示請求」のうち「回答文書」 【個人情報 1】	平成 28 年 11 月 1 日にかかる処分を取り消し、請求通り回答書及び其の原議一式の写し等を開示するよう求めます。
				個人情報保護条例 第 25 条第 2 項		-	請求人は、「平成 28 年 8 月 19 日付旭区長宛広聴受付文書（以下「投稿文」という。）」において、職員の服務規程違反にかかる告発等と解される内容を記述している。したがって、投稿文は「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱第 5 条第 2 項第 1 号「職員の服務規程違反にかかる告発等に関するもの」に該当するものと判断し、「市民の声」事業として扱わないこととしたため、広聴としての回答文書を作成していない。よって、対象保有個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。 なお、服務規程違反もないため、その他に文書を作成する事情もない。

		し、開示請求に係る行政文書は、原則として開示しますが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来る情報など、条例第7条第2項各号に掲げる情報については、開示しない場合があります。』とは裏腹に、開示を拒み隠蔽される実態は、横浜市個人情報公開法に基づいた開示とに整合性がない。平成28年2月9日付開示請求の1～13項について閲覧再請求。必要により写し交付。平成28年7月25日付旭区長宛を広聴受け文書、経伺文書、回答文書の開示請求 平成28年8月19日付旭区長宛広聴受け文書、経伺文書、回答文書の開示請求					
2	2200	林文子横浜市長（B旭区長） 旭総第602号（平成29年7月4日）にて平成29年3月30日付で市民の意見等として旭区長あてに寄せられた投書について所管課である区政推進課に回付し、その旨を投稿者に回答するために作成した起案文書であり、平成29年4月10日付で決裁されました。について3月30、31日、4月1日、同2日、3日、4日、5日、6日、7日、8日、9日、10日の同文書の日毎の進捗状況と日毎の進捗状態の開示。	29. 8. 23	非開示	29. 9. 22	請求内容のうち、3月31日、4月1日、同2日、3日、4日、5日、6日の同文書の日毎の進捗状況と日毎の進捗状態 【個人情報2】	平成29年8月23日旭総第941号にかかる虚偽を標題にした処分を取り消し、平成29年3月30日付にて審査請求人の請求通り、B区長に求めた回答書等一式の写しを開示するよう条例の適用通り情報公開法に基づき非開示決定の処分を取り消した上で、実施されることが妥当であるとする。
				個人情報保護条例第25条第2項	-		本件にかかる文書については、投書收受（平成29年3月30日）から起案文書の回議開始（平成29年4月7日起案）までの間は文書の作成を伴う事務を行っていないため、日ごとの進捗の記録にあたるものは作成しておらず、保有していないため非開示とした。

別表2 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書 の写し受理日		
答申第2199号	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
平成28年度旭政第862号	平成28年12月20日		
答申第2200号	平成29年11月28日 第309回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
平成29年度旭総第1156号	平成29年9月22日		

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年8月23日 (第364回第二部会)	・ 審議
令和元年9月13日 (第365回第二部会)	・ 審議
令和元年9月27日 (第366回第二部会)	・ 審議
令和元年10月11日 (第367回第二部会)	・ 審議
令和元年10月25日 (第368回第二部会)	・ 審議